

障がい者を虐待から守る



虐待に気づいたら、相談・通報・届出を!!

障害者への虐待は絶対にあってはならないことです。虐待に気づいた人は、「市町障害者虐待防止センター」への通報義務があります。地域ぐるみでの早めの対応や支援が、虐待されている障害者やその家族などが抱える課題の解決につながります。

障害者虐待防止法を知っていますか？

「障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障害者の権利や尊厳が虐待によっておびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待防止に努めることを目的としています。

3種類の障害者虐待



①養護者によるもの

障害者の身の世話を金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人などによる場合。



②障害者福祉施設従事者等によるもの

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる場合。



③使用者によるもの

障害者を雇用している事業主などによる場合。

出典：香川県リーフレットより

相談・通報・届出の窓口

団体名	電話 (平日 8:30~17:15)	電話 (休日・夜間 17:15~8:30)
香川県障害福祉相談所 (障害者権利擁護センター)	087-867-2696	087-862-8861
坂出市ふくし課 (障がい者虐待防止センター)	0877-44-5007	0877-44-5007 (守衛室につながります。)